解散公告

当社は、平成二十九年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

熊本県球磨郡多良木町多良木八二番地

多良木共栄株式会社

代表清算人　佐藤　重光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

大分県中津市一七二三番地の一

クローズアップ・ソノヤ株式会社

代表清算人　津田　浩克

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十二月二十八日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

名古屋市西区押切一丁目九番二二号

学校法人和泉学園

清算人　大川　達夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月十六日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年一月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

秋田県山本郡三種町鹿渡字片カリ橋六二番地

医療法人健歯会

清算人　佐藤　健

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

名古屋市守山区高島町五四番地

農事組合法人北田用水

代表清算人　三浦　卿治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月三十日開催の社員総会の決議及び鳥取県知事の認可により、平成二十九年十二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

鳥取県鳥取市南吉方三丁目五二二番地

医療法人社団梅澤診療所

清算人　梅澤　潤一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月三十日をもって、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

熊本県菊池市隈府一二一番地

医療法人社団明光会

清算人　岡山　高幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年五月十五日開催の理事会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十九年十一月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

神戸市中央区北長狭通四丁目七番二〇号

医療法人財団バルモア病院

清算人　北井　歩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十九年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月一日

島根県浜田市殿町一〇番地四

医療法人藤山会

清算人　中山　瑞枝

公益信託熊日文化スポーツ基金第二十五期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成

助成金・奨励金　一四件　一八〇万円

二、財産目録　平成二十九年十月三十一日現在

資産合計　九六、四七六、五四〇円

負債合計　九六、四七六、五四〇円

正味信託財産　〇円

平成三十年二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

配当公告

岐阜県高山市岡本町二丁目一八番地一〇

破産者　永家工業株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十七年（フ）第三一九破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる破産債権の総額

金二二五、六七〇、五二〇円

一、配当することのできる金額

金一五、九七九、四一二円

平成三十年二月一日

岐阜市美江寺町一丁目五番地　弁護士法人

岐阜合同法律事務所

破産管財人　弁護士　鷲見　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市弥生町一丁目一一番地四、最後の住所北海道苫小牧市見山町二丁目七番一三号　被相続人　亡　加藤　トキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号　セミナービル三階　北海道みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増川　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市谷田部乙二二一三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　笠間　孝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

事務所茨城県つくば市榎戸六七〇番地　中田勝也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中田　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市北山形一丁目二九九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　田中　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月一日

事務所茨城県古河市中央町一丁目一〇番三〇号弁護士法人古河法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千田　聡太

第45期決算公告

平成30年1月31日

東京都千代田区神田小川町三丁目10番地

株式会社東和システム

代表取締役社長　矢部　昭雄

貸借対照表の要旨　（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,815,891	流動負債	2,228,169
固定資産	2,035,225	固定負債	968,692
		株主資本	2,654,255
		資本金	270,000
		資本剰余金	210,928
		資本準備金	210,000
		その他資本剰余金	928
		利益剰余金	2,194,430
		利益準備金	25,045
		その他利益剰余金	2,169,385
		（うち当期純利益）	（159,107）
		自己株式	△ 21,103
資産合計	5,851,116	負債・純資産合計	5,851,116